

生活道及び農道整備事業の見積りに係る留意事項

1 設計・計画

(1) アスファルト舗装

当該事業により、アスファルト舗装を施工する場合は、舗装構成を下記のとおりとする。

① 表層

再生密粒度アスコン(20F) t=4cm以下

② 路盤

再生クラッシャーラン RC-40 t=30cm以下

(2) コンクリート舗装

当該事業により、コンクリート舗装を施工する場合は、舗装構成を下記のとおりとする。

① 基礎砕石

再生クラッシャーラン RC-40 t=20cm以下

② コンクリート工

生コンクリート(普通) 18-8-40 t=10cm以下

(3) 敷砂利

当該事業により、敷砂利を施工する場合は、下記のとおりとする。

① 敷砂利

再生クラッシャーラン RC-40 t=20cm以下

(4) 排水構造物、縁石、擁壁、防護柵

当該事業により、排水構造物、縁石、擁壁、防護柵を施工する場合は、下記のとおりとする。

① 排水構造物、縁石、擁壁、防護柵

排水構造物、縁石、擁壁、防護柵の設計にあたり、「東北地方整備局 土木工事標準設計図集」(発行：社団法人東北建設協会、監修：国土交通省東北地方整備局)の基準を使用すること。

(5) その他

① アスファルト舗装、コンクリート舗装、敷砂利の施工にあたっては、現地の状況を勘案し、施工基準に合致した施工方法(人力施工・機械施工等)を適切に使い分けすること。

② 土質、湧水、気象、その他の自然条件等により上記の基準によりがたい場合は、別途岩泉町と協議すること。

③ 残土の運搬費用は運搬距離2km以内まで補助対象とする。この距離を超える分の運搬費用は補助対象外とし、申請者の負担とする。

④ 作業工程上、現場外へ土砂の仮置きが必要な場合の運搬費用は、往路、復路ともに運搬距離2km以内まで補助対象とする。この距離を超える分の運搬費用は補助対象外とし、申請者の負担とする。

⑤ 申請の形式上、申請時の見積金額に変更がないことを基本とし、申請の施工内容から変更がある場合には必ず施工の前に町の事務局に相談し、認可を受けること。

2 積算及び施工

(1) 積算及び施工について

① 積算及び施工の基本事項

積算用単価及び施工方法は、町営建設工事に準じること。

② 積算に係る諸経費率について

全ての諸経費の率の合計は、直接工事費の30%以内とすること。